長野市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成29年6月19日

長野市監査委員 鈴 木 栄 一

同 小澤輝彦

同岡田荘史

同 塩 入 学

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成23年度 定期監査(前期・後期) (23監査第 111号)分

1 重点事項	指摘事項	当初措置状況 (平成24年度)	過去3年の措置状況(1) (平成25年度)	過去3年の措置状況(2) (平成26年度)	過去3年の措置状況(3) (平成27年度)	平成28年度の措置状況	担当課
(報告書3ページ)	(1) 規則に則った補助 定されていないため、補助金の算出根拠が不明瞭なも 金等交付事務を行う のが見受けられた。	当該補助金について、補助対象経費の見直しも含めた新たな補助金交付要領の	補助金の交付基準について、補助対象となる経費の 基準及び補助率の上限(2 分の1以内)を設けた要領を 作成し、平成26年度から要 領に基づいた交付事務を行	平成26年4月1日付けで要領を制定し、制定時に規準に適合する祭りから運用を開始した。 各まつりの実行委員会・地元に対する指導等を引き続き実施しながら、改善を図っ	平成26年4月1日付けで制定した要領を改正し、基準に適合する祭りを追加した。 各まつりの実行委員会・地元に対する指導等を引き続き実施しながら、改善を図っ	定した要領を改正し、基準 に適合する祭りを追加すると 共に、一部の祭りについて は要件を緩和する措置が出	課